

令和8年度 P T A 総 会

令和8年4月24日(金)
午後2時30分～3時15分
豊田小学校 体育館

進行(高橋事務長)

1 開会のあいさつ

2 会長あいさつ

3 校長あいさつ並びに職員紹介

4 感謝状贈呈

<議長選出> ()

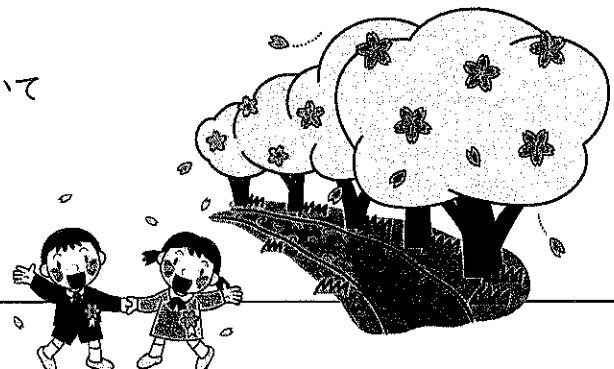
5 報告並びに協議

- (1) 令和7年度 事業報告
- (2) // 会計決算報告
- (3) // 監査報告(監事)
- (4) 令和8年度 役員報告(常任委員紹介)
- (5) // 基本方針(案)・来年度以降のPTA役員体制の見直しについて
- (6) // 事業計画(案)
- (7) // 予算(案)
- (8) 学年部会申し合わせ事項について
- (9) その他

6 諸連絡

- (1) 学校集金について
- (2) 年間教育計画について
- (3) 災害共済・安全互助会加入について
- (4) その他

7 閉会のあいさつ



令和7年度 豊田小学校PTA事業報告

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>7(月)入会式 9(水)三夜会① 11(金)東門通り会 17(木)常任委員会① 25(金)PTA総会</p>	<p>10(土)地区連絡会・懇親会 (校長・会報出版) 15(水)三夜会② 16(金)市PTA総会 (校長・会報出版) 18(土)PTA総会 (校長・副会長・副会長) 23(金)交通安全管理活動① 31(土)PTA研修会 (親子で体を動かそう) 講師：菅原節子氏</p>	<p>20(金)交通安全街頭運動② あいさつ運動①</p>	<p>11(金)交通安全街頭運動② あいさつ運動③</p>	<p>20(水)互体みどり交通 安全街頭運動① あいさつ運動① 28(木)三夜会③</p>	<p>5(金)学校改善委員会 11(水)市PTA総任委(校長・会報出版) 20(土)早期作業への協力 25(木)市PTA研修会</p>	<p>4(土)運動会への協力 9(水)常任委員会① 10(金)選挙委員会① 交通安全管理活動② あいさつ運動⑤ 18(土)県PTA研修大会 (新庄・最上大会：会報出版)</p>	<p>1(土)27(月)豊田地区文化祭(27)ユーザーズ大会 7(金)自由遊園月 地区PTA研修会 (小園小：校長出席) 20(水)役員選挙委員会②</p>	<p>3(月)身体測定やヘルメット や身体力の取り組みと して各家庭ごとに実施</p>	<p>各体みどり自交マシ ン大会 9(水)三夜会④ 15(水)常任委員会② 選挙委員会②</p>	<p>5(水)一日学習 13(金)評議委員会</p>	<p>18(水)卒業式 25(水)会報発表</p>
三役											
研修											
広報											
総務委員会											
地区委員会											
1年											
2年											
3年											
4年											
5年											
6年											

インクカートリッジ回収

インクカートリッジ回収

13(水)～30日(金)冬の車庫裏安全点検②

15(水)地区委員会
4月19日(土)～5月9日(金)春の車庫裏点検①

令和7年度 P T A 会 計 決 算 報 告 書

長井市立豊田小学校PTA

収入の部

(円)

項 目	予 算 額 A	決 算 額 B	増 減(B-A)	備 考
会 費	387,000	387,000	0	3,000円×(P115+T14)
繰越金	167,038	167,038	0	前年度より
雑収入	2	80	78	利息
合 計	554,040	554,118	78	

支出の部

項 目	予 算 額 A	決 算 額 B	増 減(B-A)	備 考
1. 会議費	20,000	11,590	△ 8,410	
1 総会費	5,000	0	△ 5,000	
2 役員会費	15,000	11,590	△ 3,410	常任委員会・評議委員会
2. 事務費	157,600	123,246	△ 34,354	
1 消耗費	30,000	29,762	△ 238	印刷用消耗品等
2 負担金	31,600	31,600	0	市・地区負担金
3 旅費等	50,000	42,728	△ 7,272	
4 通信費	1,000	0	△ 1,000	
5 報償費	30,000	19,156	△ 10,844	表彰者記念品・標語副賞等
6 慶弔費	15,000	0	△ 15,000	香典等
3. 地区委員会費	5,000	0	△ 5,000	
4. 活動費	304,600	220,845	△ 83,755	
1 三役活動費	45,000	0	△ 45,000	
2 研修部費	50,000	20,000	△ 30,000	
3 広報部費	100,000	91,245	△ 8,755	「いちよう」151号・152号
4 母親委員会	30,000	30,000	0	児童用図書
5 学年部会費	79,600	79,600	0	平等割(@8,000×6)+人数割(@200×158)
5. 補助費	59,676	60,732	1,056	
1 学校行事	16,830	16,830	0	入学生花束(@330×21)、卒業生花束(@330×30)
2 記念品代	42,846	43,902	1,056	入学祝(@340×21)、卒業祝(@1,000×30+箱押し代+税)
3 学校運営	0	0	0	
6. 予備費	7,164	0	△ 7,164	
合 計	554,040	416,413	△ 137,627	

Ⅲ 差引残高

収入合計	554,118
支出合計	416,413
差引残高	137,705

監査報告書

今回実施した監査の結果を、下記の通り報告いたします。

記

1. 監査の期日及び場所

令和 8年 3月 25日 豊田小学校 会議室

2. 対象

令和7年度 P T A会計 (出納帳・通帳・支出命令書綴・会計決算報告書)

3. 内容

- (1) 予算の執行状況
- (2) 証書類の整理状況及び記帳状況
- (3) 現金の出納及び保管

4. 監査の結果

- (1) 関係諸帳簿は、適正によく整備されている。
- (2) 予算執行に伴う事務について、収支とも適正に行われ、支出命令書等と照合の結果、決算通りの出納が行われている。

長井市立豊田小学校 P T A
会長 菅原 博喜 様

監事 寒河江 崇典 印

監事 目黒 真也 印

(原本には捺印をいただいております)

令和8年度 豊田小学校PTA役員

(敬称略)

役職	氏名	児童名	備考	担当
◎会長	菅原 博喜	6年 咲貴 3年 創太	◇	地区委員会
◎副会長	飯澤 美樹	6年 蓮音	◇	母親委員会
◎副会長	今 俊介	3年 草介 1年 光李	◇	研修部
◎副会長	鈴木 隆文	4年 一華 3年 悠吾	◇	広報部
◎事務長	高橋 浩太郎	4年 咲名 2年 詠太	◇	広報部
◎母親委員長	山田 祐規子	5年 陽二朗 3年 修三	◇	
◎研修部長	高梨 慶弘	5年 湊斗		研修部
◎広報部長	久住 寿人	2年 虎太郎		広報部
◎地区委員長	鈴木 将太	4年 竣		地区委員会
○監事	佐藤 孝一朗	6年 美岬 4年 孝太 2年 希心		会計監査
○監事	目黒 真也	6年 高真 4年 沙絢		会計監査

- ◇ 三役6
 - ◎ 常任委員15
 - 評議員27
- (常任委員7名含む)

◎9 ○2

学年	役職	氏名	児童名	氏名	児童名	備考	担当
1年	◎部会長	遠藤 雄貴	咲和				
	○副部会長	山崎 智喜	羽華				
	研修部	新野 武憲	武				研修部
	広報部	保科 圭志	衣士仁	横山 直人	絢信		広報部
	母親委員	鈴木 美穂	穂奏	渡部 暁子	結栞		母親委員会
2年	◎部会長	梅津 建太	翔太				
	○副部会長	江口 花道	翔湊				
	研修部	佐藤 俊政	楓河				研修部
	広報部	久住 寿人	虎太郎	杉谷 詔子	侑樹		広報部
	母親委員	佐藤 真奈	夕莉	鈴木 佳奈	繪治郎		母親委員会
3年	◎部会長	金子 勝太	惺南				
	○副部会長	鈴木 啓仁	蒼				
	研修部	遠藤 孝志	梨央				研修部
	広報部	島貫 直途	有菜	鈴木 貴広	優月		広報部
	母親委員	梅津 知佳	一陽	保科 浩美	煌季		母親委員会
4年	◎部会長	安部 飛鳥	単				
	○副部会長	今野 祐治	美羽				
	研修部	菅 正与志	暉与人				研修部
	広報部	小林 子規宮	瑚明	多田野 友美	巧心		広報部
	母親委員	小林 千弘	橙和	横山 知沙	そよ佳		母親委員会
5年	◎部会長	鈴木 孝博	蒼大				
	○副部会長	多田野 隼	ひなた				
	研修部	高梨 慶弘	湊斗				研修部
	広報部	目黒 康太	翔	横山 寛之	栞		広報部
	母親委員	鈴木 範子	奏	山田 祐規子	陽二朗		母親委員会
6年	◎部会長	横地 勇介	みのり				
	○副部会長	嶋貫 博幸	璃津				
	研修部	横山 愛	想來				研修部
	広報部	佐藤 美里	勇藤	孫田 小百合	銀侍		広報部
	母親委員	佐藤 真奈美	美岬	横地 萌圓	みのり		母親委員会

◎6 ○6

校長	渡部 美千恵	幹事	酒井 恵 (庶務)
幹事	市川 敦司	幹事	大木 拓哉 (会計)

役職	研修部	広報部	母親委員	地区委員
◎部・委員長	高梨 慶弘	久住 寿人	山田 祐規子	鈴木 将太
○副部・委員長	遠藤 孝志	目黒 康太	横地 萌圓	孫田 大輔
1年	新野 武憲	保科 圭志	横山 直人	鈴木 将太(福田)
2年	佐藤 俊政	久住 寿人	杉谷 詔子	佐藤 俊政(阿見)
3年	遠藤 孝志	島貫 直途	鈴木 貴広	梅津 知佳
4年	菅 正与志	小林 子規宮	多田野 友美	小林 千弘
5年	高梨 慶弘	目黒 康太	横山 寛之	鈴木 範子
6年	横山 愛	佐藤 美里	孫田 小百合	佐藤 真奈美
				横地 萌圓
				松山 靖介(東・西)
				前柳 佳孝(上)
				ファミブロック(中)
				金子 勝太(下)
				鈴木 広樹(新田一)
				佐藤 藤孝(新田二)
担当職員	原田 千尋	佐藤 輝史	島貫 梓	齋藤 沙織
	梅津 純子	渡部 美由紀		小林 彩花
				(PTA会長)

○4

◎9 ○2

活動テーマ

【つながりを力に みんなでつくる安心な毎日】

【活動方針】

PTA活動の目的は、保護者(P)・教職員(T)がともに学び、相互理解と協働の中で子どもたちの健全な成長に寄り添い、サポートしていくことと考えます。

本年度は、従来の活動を精査し、会員相互の理解のもと、持続可能で効率的な運営を目指します。子どもたちの安全と安心を第一に、家庭・学校・地域が連携して具体的な活動に取り組みます。

また、本会は、『長井の心』を柱に、家庭・学校・地域の皆さんとコミュニケーションを図り、学校内外での子どもたちの教育に努めて参ります。

『長井の心』子ども版 10の子ども像

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| ① 長井の人、自然、文化に親しむ子ども | ⑥ 力を合わせて、よりよい生活をつくる子ども |
| ② 笑顔であいさつができる子ども | ⑦ 自分のいのち、みんなのいのちを大切にできる子ども |
| ③ ありがとうと言える子ども | ⑧ きまりを守って、行動する子ども |
| ④ 思いやりを持って行動することも | ⑨ 本が大好きな子ども |
| ⑤ 勉強や運動にねばり強く取り組む子ども | ⑩ 夢を持って、努力する子ども |

【活動目標】

1 誰とでも進んであいさつができる児童の育成

あいさつ運動を通じて、保護者が子どもたちと積極的に関わり、明るく思いやりのある心の育成を図ります。

また、登下校時においては安全の確保に努めるとともに、子どもたち同士が危険を予測し、互いに協力しながら行動できるよう意識づくりを支援します。

2 PTA活動および地域活動を通じた豊かな心の育成

子どもたちに対し、PTA活動や地域活動への参加を積極的に促し、学校外での多様な体験や地域文化、人とのふれあいを通して、豊かな心の育成を目指します。

また、PTAでは標語募集や自炊チャレンジ(計画)などの活動を継続的に実施し、仲間と協力して物事を成し遂げる喜びや達成感、物を大切にする意識の醸成に努めます。

3 無理のない持続可能なPTA活動の推進

多様化する家庭環境や生活様式を踏まえ、保護者の負担軽減に配慮しながら、誰もが参加しやすいPTA活動の推進を図ります。

具体的に、本年度役員体制の見直しを行い、来年度以降の実行の準備を進めて参ります。

令和8年4月24日

PTA 会員の皆様へ

長井市立豊田小学校
PTA 会長 菅原 博喜

来年度以降の PTA 役員体制の見直しについて

陽春の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より P T A 活動・学校の教育活動につきましてご理解とご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

さて、この度本校 P T A 評議員会にて今後の本部役員体制について協議したところ、今後の生徒数減少に伴い P T A 役員の対象者が減少し現状の体制では活動の維持が難しくなると予想しました。

その為、P T A の活動内容を精選して P T A 役員の負担を減らし、誰でも無理なくできる P T A 活動になるように、次のように提案しましたので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

記

◎今後の P T A 活動の見直し、役員数削減について具体的な組織構成を提案し、決定する

- 1 対象 役員（会長、副会長、母親委員長、事務長、監事）と専門部（研修部、広報部）
また、これに伴う規約の見直しも行った。
- 2 方法 昨年度中に行われた三役会、常任委員会、評議委員会にて、P T A 役員、専門部会、学年部会と学校で協議を行った。
- 3 時期 ・長井市立豊田小学校 P T A 規約 第 2 2 条（規約の改廃）に従い、昨年度 2 月の評議員会にて提案
承認を得れば、令和 9 年度（来年度）4 月から適用する。
- 4 具体案 ①研修部の廃止
・研修部長 1 名→0 名
各学年の部員、合計 6 名→0 名。
②母親委員の減員
・各学年の部員、合計 1 2 名→6 名。
③広報委員の減員
・各学年の部員、合計 1 2 名→6 名。

合計 19 名の減員となります。

また、これに伴い規約の改正も行います。（改正案・別紙）

5 参考表

R8 年度 PTA 役員		
役職	人数	担当
会長	1	研修部
副会長	1	広報部
副会長	1	母親委員会
副会長	1	研修部
事務長	1	広報部
母親委員長	1	母親委員会
研修部長	1	研修部
広報部長	1	広報部
地区委員長	1	地区委員
監事	2	会計監査
合計		11
各学年		
役職	人数	担当
部会長	6	
副部会長	6	
研修部	6	
広報部	12	
母親委員	12	



R9 年 PTA 役員案		
役職	人数	担当(仮)
会長	1	その他
副会長	1	広報部
副会長	1	母親委員会
副会長	1	その他
事務長	1	広報部
母親委員長	1	母親委員会
研修部長	0	
広報部長	1	広報部
地区委員長	1	地区委員
監事	2	会計監査
合計		10
各学年		
役職	人数	担当
部会長	6	
副部会長	6	
研修部	0	
広報部	6	
母親委員	6	

1年から6年の合計 42

総合計	53
-----	----

1年から6年の合計 24

総合計	34
減	-19

3 課題

上記の削減を実現した場合

- ・運動会協力者の募集を別で採る必要がある(現行案:従来通り、役員への協力要請を基本とする等)
- ・広報部の記事が減る為、補填分を考慮する必要がある
- ・読み聞かせの回数や方法を見直す必要がある(回数を減らす、副部会長で対応、など)
- ・現状の規約上、研修会の機会は設ける事になっている。学校既存の研修会、講習会を利用し3役で招集の声掛け活動を行う。
- ・その他、ございましたらご意見お願いいたします。

ご不明な点がございましたら、学校を通じてPTA事務局までお問い合わせください。

長井市立豊田小学校 P T A 規約

昭和22年7月30日	制定施行	昭和48年4月	一部改正
昭和24年5月	一部改正	昭和48年4月	一部改正
昭和29年5月	一部改正	昭和57年2月	一部改正
昭和30年5月	一部改正	昭和61年4月	一部改正
昭和30年7月	一部改正	平成 3年4月	一部改正
昭和36年4月	一部改正	平成 6年4月	一部改正
昭和36年4月	一部改正	平成10年4月	一部改正
昭和42年4月	一部改正	平成22年4月	一部改正
昭和46年4月	一部改正	平成24年4月	一部改正
昭和47年4月	一部改正	平成25年4月	一部改正
令和 2年6月26日	一部改正	令和 8年4月	一部改正
第 一 章 総 則			
第 1 条 (名称) 本会は長井市立豊田小学校 P T A (以下「本会」という) と称する。			
第 2 条 (組織) 本会は長井市立豊田小学校児童の保護者及び教職員 (以下「会員」という) をもって組織する。			
第 3 条 (事務所) 本会は事務所を長井市立豊田小学校におく。			
第 二 章 目的及び活動			
第 4 条 (目的) 本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校及び社会における児童の健全な育成を図ることを目的とする。			
第 5 条 (活動) 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。 (1) 学校及び家庭における教育の理解とその振興に関する活動 (2) 児童の健全育成と地域における教育環境の整備に関する活動 (3) 会員相互の親睦と研修に関する活動 (4) その他、目的達成に必要な活動			
第 三 章 機 関			
第 6 条 (機関) 本会に次の機関をおく。 (1) 総会 (2) 評議員会 (3) 常任委員会 (4) 専門部会 (5) 学年部会 (6) 地区委員会 (7) 母親委員会			
第 7 条 (総会) 総会は本会の最高機関であつて、全会員をもつて構成し、毎年度始めに会長が招集し、次の事項を議決する。ただし、必要あるときは臨時総会を開くことができる (1) 活動報告及び決算に関すること (2) 活動計画及び予算に関すること (3) 会長・副会長・事務長・監事以外の役員の承認に関すること (4) 規約の制定及び改廃の承認報告に関すること (5) その他、重要な事項			

<p>第 8 条（評議員会）評議員会は総会の議決に従い、次期総会までの間における総会に代わる機関であって、会長・副会長・事務長・各専門部長・同副部長・各学年部会長・同副部会長・地区委員長・同副委員長・母親委員長・同副委員長・幹事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、委員の過半数をもって成立する。</p> <p>2. 評議員会は次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会より委任された事項</p> <p>(2) 本会の運営に関すること</p> <p>(3) 予算・決算及び予算の補正に関すること</p> <p>(4) 役員選出に関すること</p> <p>(5) 規約、細則、規程等の改廃に関すること</p> <p>(6) その他、必要な事項</p>
<p>第 9 条（常任委員会）常任委員会は本会を運営する執行機関であって、会長・副会長・事務長・各専門部長・各学年部会長・地区委員長・母親委員長・幹事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2. 常任委員会は次の事について審議・執行する。緊急を要するときは評議員会に代わって議決をするが、次期の評議員会において承認を得なければならない。</p> <p>(1) 本会の企画運営に関すること</p> <p>(2) 予算・決算及び予算補正の原案に関すること</p> <p>(3) 学年部会、専門部会、母親委員会、地区委員会活動に関すること</p> <p>(4) 評議員会の提案事項に関すること</p> <p>(5) その他、必要な事項</p>
<p>第 10 条（専門部会）本会の目的達成のため、次の専門部をおく。</p> <p>(1) 研修部</p> <p>(2) 広報部</p> <p>2. 専門部会の運営及び活動については、「専門部会運営細則」による。</p>
<p>第 11 条（学年部会）学年部会は家庭と学校との連携を密にし、児童の健全育成を図るための研修活動を推進する。</p> <p>2. 学年部会の運営及び活動については、「学年部会運営細則」による。</p>
<p>第 12 条（地区会）地区会は各地区の会員で構成し、地区活動を行い、必要に応じて地区委員が招集する。</p> <p>（地区委員会）地区委員会は各地区会の委員で構成し、学校と地域の結び付きを密にしなが ら、児童の健全育成を図るための活動の推進に当たる。</p> <p>2. 地区委員会の運営及び活動については、「地区委員会運営細則」による。</p>
<p>第 13 条（母親委員会）母親委員会は母親委員長と各学年から選出された母親委員で構成し、本会活動がより活発に展開されるための活動を推進する。</p>
<p>第 14 条（その他の機関）本会は必要により、その他の機関をおくことができる。</p>
<p>第 四 章 役 員</p>
<p>第 15 条（役員）本会に次の役員をおく。</p> <p>(1) 会長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（1名）</p> <p>(2) 副会長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（3名）</p> <p>(3) 事務長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（1名）</p> <p>(4) 専門部委員〔研修・広報〕・・・・・・・・・・（各学年、研修部1名、広報部2名）</p> <p>(5) 学年部会委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・（各学年若干名）</p> <p>(6) 地区委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（各地区1名）</p> <p>(7) 母親委員長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（1名）</p> <p>(8) 母親委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（各学年2名）</p>

<p>(9)監事・・・・・・・・・・・・・・・・（2名）</p> <p>(10)幹事・・・・・・・・・・・・・・・・（2名）</p> <p>(11)顧問・・・・・・・・・・・・・・（若干名）</p>
<p>第 16 条（役員職務）会長はこの会を代表して、会務を統理する。</p> <p>2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>3. 事務長はこの会の事務をつかさどる。</p> <p>4. 専門部委員は第10条の任にあたる。</p> <p>5. 学年部会委員は第11条の任にあたる。</p> <p>6. 各地区委員は第12条の任にあたる。</p> <p>7. 母親委員長ならびに母親委員は第13条の任にあたる。</p> <p>8. 監事は決算及び出納状況ならびに会務に関する監査を行い、結果を総会に報告する。</p> <p>9. 幹事はこの会の庶務会計の任にあたる。</p> <p>10. 顧問は会長の諮問を受け、適切な助言をおこなう。</p>
<p>第 17 条（役員等の選出）会長・副会長・事務長・母親委員長・監事は会員の中から選考委員会で選出し、評議員会で議決し、総会において報告する。但し、選出方法は別に定める「役員選出細則」による。</p> <p>2. 専門部委員、学年部会委員、地区委員の選出は各運営細則による。</p> <p>3. 幹事は教職員より会長が委嘱する。</p> <p>4. 顧問は会員かつ会長経験者より会長が委嘱する。</p>
<p>第 18 条（役員等の任期）役員等の任期は1年とし、再任を妨げない。</p> <p>2. 役員等に欠員が生じたときは、それぞれの機関で選出する。</p> <p>3. 補欠による役員等の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>4. 役員等はその任期終了後においても、後任者が就任するまでその職を行う。</p>
<p>第 五 章 会 計</p>
<p>第 19 条（経費）本会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。</p>
<p>第 20 条（会計年度）本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>
<p>第 六 章 補 則</p>
<p>第 21 条（簿冊）本会に次の簿冊を備える。</p> <p>(1)規約</p> <p>(2)会員名簿</p> <p>(3)役員名簿</p> <p>(4)会誌</p> <p>(5)会計簿</p> <p>(6)その他の必要な簿冊</p>
<p>第 22 条（規約の改廃）この規約の改廃は、評議員会において、委員の過半数の出席により、3分の2以上の同意による議決を必要とする。また、議決した改廃後の規約については、次期総会において報告を必要とする。</p>
<p>第 23 条（施行細則等）この規約を施行するために必要な細則等を定めることができる。</p> <p>2. 細則等の制定及び改廃は評議員会の議決を必要とする。</p>
<p>附 則</p>
<p>この規約は、令和29年度6月26日から一部改正施行する。</p>

専門部会運営細則

長井市立豊田小学校 P T A

平成10年4月 1日 制定施行

平成22年4月 1日 一部改正

平成25年4月29日 一部改正

令和 2年6月26日 一部改正

令和 9年2月 日 一部改正

第1条（総則）専門部は、この運営細則により運営する。

第2条（構成）専門部は、各学年より選出された部員と学校長が推薦する教職員をもって構成する。

第3条（部員の選出）専門部の部員は、各学年より研修部1名、~~広報部2~~1名選出する。

第4条（役員）専門部には専門部委員として、専門部長、専門部副部長、専門部員（以下「役員」という）を置き、専門部活動を推進する。

第5条（役員の選出）専門部長及び専門部副部長は部員の互選とし、各1名選出する。

第6条（任務）専門部長は常任委員として規約第9条の任にあたる。また、専門部長、専門部副部長は評議員として規約第8条の任にあたる。

第7条（専門部会の招集）専門部会は、必要に応じて専門部長が招集する。

第8条（専門部会の活動）

専門部会の活動は、概ね次の通りとする。

~~(1) 研修部 会員相互の研修や親睦を深めるための事業の計画と実施~~

(~~2~~1) 広報部 各種行事の取材と広報活動及び会員の要望、意見、作品等の集約とその紹介

第9条（専門部会の経費）専門部会の経費は、本会の部会活動費とその他収入をもって充てる。

第10条（改廃）本細則は、評議員会において、委員の過半数の出席により、三分の二以上の賛成を得て改廃することができる。

第11条（施行）本細則は、令和~~2~~9年~~6~~2月~~26~~___日より一部改正施行する。

令和8年度 事業・活動計画 (案)

◆は外部事業

期 日	事業名・活動内容	出席者
4/ 7(火)	入学式・1年部会発足式	会長
4/ 9(木)	三役会①	三役、校長、教頭、幹事
4/10(金)	専門部会参加	三役
4/17(金)	常任委員会①	常任委員
4/24(金)	P T A総会・歓送迎会	常任委員、会員、教職員
5/13(水)	◆地区P T A連合会理事会・総会	会長、校長
5/15(金)	◆長井市P T A連合会総会 (はぎ苑)	三役、校長、幹事
5/22(金)	交通安全街頭活動・あいさつ運動①・読み聞かせ①	三役、母親委員
5/22(金)	三役会②	三役、校長、教頭、幹事
5/29(金)	P T A研修会 ※授業参観日	三役、研修部
6/11(木)	◆長井市P T A連合会常任委員会①	会長、校長
6/26(金)	交通安全街頭活動・あいさつ運動②・読み聞かせ②	三役、母親委員
7/10(金)	交通安全街頭活動・あいさつ運動③・読み聞かせ③	三役、母親委員
8/21(金)	夏休み明け初日に交通安全街頭活動・あいさつ運動④	三役、母親委員
8/27(木)	三役会③ P T A標語入選作品選考ほか	三役、校長、教頭、幹事
9/11(金)	学校保健委員会	三役、学年部会長、教職員
9/3か7	◆長井市P T A連合会常任委員会	会長、校長
9/19(土)	早朝作業への協力	会員、関係者
10/ 3(土)	運動会※雨天登校日⇒予備日6日(火)	会員、関係者
10/ 8(木)	常任委員会② 役員選考委員会①	常任委員
10/ 9(金)	交通安全街頭活動・あいさつ運動⑤・読み聞かせ④	会長、副会長、母親委員
10/17(土)	◆山形県P T A研修大会 (山形大会)	会長
11/12(木)	135周年創立記念式 (朝会)	
11/19(木)	選考委員会②	選考委員
11月	◆地区P T A連絡協議会交流会	会長
12～1月	自炊チャレンジデー (年末年始休業中実施)	三役 (広報)
1/12(火)	三役会④	三役、校長、教頭、幹事
1/14(木)	常任委員会③ 選考委員会③	常任委員
1/21(木)	◆長井市P T A連合会常任委員会③	会長、校長
2/ 4(木)	一日入学、P T A入会についての説明	会長
2/12(金)	評議員会	評議員
3/18(木)	卒業証書授与式	会長
3月下旬	三役会⑤・会計監査	三役、校長、教頭、幹事・会長、監事、幹事

令和8年度

研修部会 事業計画

今年度の主な事業		内 容
月 日 ()	事業名	
4月10日(金)	第1回研修部会	令和8年度事業計画
4月24日(金)	学年部会総会 PTA総会	役員・事業計画・会計予算の承認
5月29日(金)	PTA研修会	親子でダンス 講師：長井市のダンス教室「Families」のhalさん
10月3日(土)	運動会協力	運動会の協力

令和8年度

広報部会事業計画

今年度の主な事業		内 容
月 日 ()	事 業 名	
4月10日(金)	学年三役会 第1回専門部会	令和7年度事業計画 副部長の選出
4月24日(金)	学年部会総会 PTA総会	役員・事業計画・会計予算の承認
7月中旬	第1回編集会議	153号の企画(内容・レイアウト) 原稿依頼
8月上旬	第2回編集会議	原稿の集約・校正
9月中旬	『いちょう』 153号発行	
1月上旬	第3回編集会議	154号の企画(内容・レイアウト) 原稿依頼
2月上旬	第4号編集会議	原稿の集約・校正
3月上旬	『いちょう』 154号発行	
広報誌 年2回発行 部長 2年 久住 寿人 副部長 5年 目黒 康太 (153号) 1年 横山 直人 2年 杉谷 詔子 3年 鈴木 貴広 4年 小林 子規宮 5年 横山 寛之 6年 佐藤 美里 (154号) 1年 保科 圭志 2年 久住 寿人 3年 島貫 直途 4年 多田野 友美 5年 目黒 康太 6年 孫田 小百合		

令和 8 年度

母親委員会事業計画

今年度の主な事業		内 容
月 日 ()	事 業 名	
4 月 10 日 (金)	第 1 回母親委員会	・副委員長の選出 ・令和 8 年度事業計画案
4 月 24 日 (金)	P T A 総会	役員・事業計画の承認
5 月 22 日 (金) 6 月 26 日 (金) 7 月 10 日 (金) 10 月 9 日 (金)	あいさつ運動 読み聞かせ活動	「あいさつ運動」 児童の交通ルールやマナー遵守の意識向上を目的 に通学班等で朝の挨拶と登校の観察・見守りを行 う。 「読み聞かせ活動」 朝読書の時間に各教室で絵本や紙芝居の読み聞か せを行う。読み聞かせは子供の想像力や表現力・社 会性・自己肯定感を育むといわれている。 「あいさつ運動」 通年 「読み聞かせ活動」 年 4 回
随 時	インクカートリッジ 回収運動	インクカートリッジの回収の呼びかけ。
不 定 期	母親委員会だより 発行	活動内容報告や読み聞かせ公募等

令和8年度

地区委員会事業計画

今年度の主な事業		内 容
月 日 ()	事 業 名	
4月14日 (火)	地区委員会①	○地区委員長・副委員長の選出 ○事業計画立案
4月18日 (土) ～5月8日 (金)	通学路安全点検①	○通学路についての安全点検 ○通学班の登校状況確認
8月21日 (金)	交通安全街頭指導	2学期始業日に合わせた朝の街頭指導
1月7日 (木)	交通安全街頭指導	3学期始業日に合わせた朝の街頭指導
1月7日 (木) ～1月15日 (金)	通学路安全点検②	○通学路についての安全点検 ○通学班の登校状況確認

令和8年度

第1学年部会事業計画

今年度の主な事業		内 容
日 付	事業名	
4月10日(金)	三役会・各部会	事業計画案作成
4月24日(金)	学年部会総会 (PTA総会)	学年部会事業計画の検討・承認
5月中旬～下旬	三役会	学年行事等打ち合わせ
6月20日(土)	学年行事	炊飯活動@飯豊少年自然の家
2月 2日(火)	スキー授業協力	スキー授業協力
2月	役員会	学年部会総会附議事項 新年度役員選考
3月	学年部会総会 懇親会	

令和8年度

第2学年部会事業計画

今年度の主な事業		内 容
日 付	事業名	
4月10日(金)	三役会・各部会	事業計画案作成
4月24日(金)	学年部会総会 (PTA総会)	学年部会事業計画の検討・承認
5月中	三役会	親子行事等打ち合わせ
6月13日(土)	親子行事	内容検討中 学年懇親会
2月2日(火)	スキー授業協力	スキー授業協力
1月下旬	三役会	新年度役員選出
3月下旬	部会総会 反省慰労会	事業実績報告・新年度役員報告 慰労会

令和8年度

第3学年部会事業計画

今年度の主な事業		内 容
日 付	事 業 名	
4月10日(金)	三役会	令和8年度事業計画の検討
4月24日(金)	学年部会総会 (PTA総会)	事業計画等の承認
4月下旬～5月上旬	学年部会、役員会	親子行事打合せ
5月29日(金)	授業参観 PTA研修会	PTA研修部による研修会
5月30日(土)	親子行事 懇親会	親子サイクリング
1月13日(水)	スキー授業協力	スキー授業協力
1月20日(水)	スキー授業協力	スキー授業協力
2月上旬	三役会	新年度役員検討、選出
3月上旬	部会総会	事業報告
時期未定	母親の会	

令和8年度

第4学年部会事業計画

今年度の主な事業		内 容
月 日 ()	事業名	
4月10日 (金)	学年部会 専門部会	令和8年度事業計画
4月24日 (金)	PTA 総会 学年懇談会	役員・事業計画・会計予算の承認
4月24日 (金)	三役・ 専門部役員会	学年行事内容検討・決定
6月28日 (日)	親子行事 懇親会	飯豊少年自然の家・親子レクリエーション
5月29日 (金)	研修会	PTA 研修部による研修会
後日お知らせ	父親の会 母親の会	親睦会
1月13日 (水)	スキー授業協力	スキー指導・リフト補助
1月20日 (水)	スキー授業協力	スキー指導・リフト補助
1月下旬	新年度役員検討	新年度役員検討、選出 (書面で行う)
3月上旬	部会総会	事業報告・新年度役員報告・慰労会

令和8年度

第5学年部会事業計画

今年度の主な事業		内 容
月 日 ()	事 業 名	
4月10日 (金)	学年三役会	令和8年度事業計画
4月24日 (金)	学年部会総会 PTA総会	役員・事業計画・会計予算の承認
6月～9月	母親の会	保護者懇親会
10月上旬	三役・専門部役員 打合せ	親子行事打合せ
10月17日 (土)	5学年親子行事	おにぎりづくりと野外炊飯 (飯豊少年自然の家) 保護者懇親会
1月15日 (金)	スキー授業協力	指導員・リフト補助
1月20日 (水)	スキー授業協力	指導員・リフト補助
2月上旬 (予定)	三役会	新年度役員選出
3月上旬 (予定)	学年部会総会	事業実績報告・新年度役員報告・慰労会

令和8年度

第6学年部会事業計画

今年度の主な事業		内 容
月 日 ()	事 業 名	
4月10日 (金)	学年三役会	令和8年度事業計画
4月24日 (金)	学年部会総会 PTA総会	役員・事業計画・会計予算の承認
7月 4日 (土)	学年部会行事	レクリエーション、懇親会
1月15日 (金)	スキー授業協力	スキー指導・補助
1月29日 (金)	蔵王スキー授業 スキー授業協力	スキー指導・補助
2月	学年三役会	次年度役員選考、本年度事業報告確認
3月	学年部会総会	事業報告、事業決算、新年度役員承認

令和8年度 P T A 会計予算(案)

長井市立豊田小学校PTA

(円)

I 収入の部

項目	予算額	前年度予算額	増減	備考
会費	378,000	387,000	△ 9,000	3,000円×(P112+T14)
繰越金	137,705	167,038	△ 29,333	前年度より
雑収入	5	2	3	利息
合計	515,710	554,040	△ 38,330	

II 支出の部

項目	予算額	前年度予算額	増減	備考
1. 会議費	20,000	20,000	0	
1 総会費	5,000	5,000	0	会議用紙等
2 役員会費	15,000	15,000	0	常任委員会・評議員会
2. 事務費	155,600	157,600	△ 2,000	
1 消耗費	30,000	30,000	0	感謝状筆耕・印刷消耗等
2 負担金	29,600	31,600	△ 2,000	市P(@70×148) 地区P(@130×148)負担金
3 旅費等	50,000	50,000	0	市P・地区P会議参加費・各研修参加旅費
4 通信費	1,000	1,000	0	切手・送料等
5 報償費	30,000	30,000	0	表彰者記念品・標語副賞等
6 慶弔費	15,000	15,000	0	香典等
3. 地区委員会費	5,000	5,000	0	活動費
4. 活動費	267,600	304,600	△ 37,000	
1 三役活動費	35,000	45,000	△ 10,000	バザー関係等
2 研修部費	35,000	50,000	△ 15,000	PTA研修会活動費
3 広報部費	100,000	100,000	0	「いちよう」350部 年2回発行
4 母親委員会	20,000	30,000	△ 10,000	図書購入・活動費
5 学年部会費	77,600	79,600	△ 2,000	平等割(@8,000×6)+人数割(@200×148)
5. 補助費	62,062	59,676	2,386	
1 学校行事	17,160	16,830	330	入学生花束(@330×22)、卒業生花束(@330×30)
2 記念品代	44,902	42,846	2,056	入学祝(@370×22)、卒業祝(@1,050×30+箱押し代+税)
3 学校運営	0	0	0	スキー経費補助
6. 予備費	5,448	7,164	△ 1,716	
合計	515,710	554,040	△ 38,330	

III 差引残高

収入合計	515,710
支出合計	515,710
差引残高	0

学年部会行事申し合わせ事項

- ・ 計画・実施は各学年の部会長さんを中心に担任と相談しながら学年の役員、保護者で進める。
※特に、安全面には配慮する。
- ・ 土曜日・日曜日に実施する場合は、年1回を限度とする。
平日実施については(総合的な学習への協力等)、無理のない回数で計画・実施する。
- ・ 土曜日・日曜日に実施した場合に行事を欠席しても、子どもたちは授業日ではないので欠席扱いにはならないが、他の行事と重なった場合には、できるだけ学年部会行事を優先していただきたい。
- ・ 移動を行う場合は、公共の交通機関を利用するか、家族単位での移動を原則とする。また、事故には十分注意する。
- ・ 学年毎の懇親会については、担任の参加は年間1回とする。

学校集金について

R8. 4. 24
長井市立豊田小学校

1. 学校集金の内訳

学校生活充実費、PTA会費、学年費及び学年積立金です。
全て口座振替で5月の振替時のみ、日本スポーツ振興センター・PTA安全互助会の掛金・新入学用品費（1年生のみ）を合わせて引落しいたします。

2. 振替日・振替手数料

毎月5日です。（5月のみ20日）
（当日が土・日曜日または祝日の場合は、翌営業日の振替になります。）

振替手数料 年間 165円（16.5円×10回）

3. 集金額

(1) 学校生活充実費(別紙予算書参照)

学校生活充実費は1人年額1,400円です。

(2) 学年費

令和8年度 学年別集金額一覧表をご覧ください。

(3) 学年・卒業積立金

遠足・山形見学・宿泊学習・蔵王スキー・修学旅行等のための積立金で6年間積立れます。

令和8年度 豊田小学校学校生活充実費会計予算書(案)

◆収入の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
1.集金額	207,200	221,200	△ 14,000	1,400円×148名
2.繰越金	0	0	0	前年度より
3.雑収入	0	0	0	貯金利息
合計	207,200	221,200	△ 14,000	

◆支出の部

項目	一人当たり 年間単価	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
1.特別活動費	70円	10,360	22,120	△ 11,760	委員会・クラブ活動用消耗品
2.図書費	480円	71,040	75,840	△ 4,800	児童用図書
3.保健衛生費	240円	35,520	37,920	△ 2,400	衛生・保健関係消耗品
4.学習消耗費	570円	84,360	79,000	5,360	学校行事関係消耗品
5.視聴覚費	40円	5,920	6,320	△ 400	視聴覚消耗品
合計		207,200	221,200	△ 14,000	

◆残高の部

収入支出差引残金無し

令和8年度 学校給食費について

長井市給食共同調理場

<概要>

本市では国が進める学校給食費の抜本的な負担軽減の取り組みとあわせ、下記のとおり保護者の負担軽減と物価高騰の支援に組み、質や量を落とすことなく、引き続き「安全安心で質の高い栄養バランスの取れた給食」を提供してまいります。

- (1) 小中学校ともに1食あたりの金額は、献立の種類（※給食記念日及びバイキング給食等の特別給食を含む）に関わらず同じ金額となります。
- (2) 小学校の学校給食費は1食あたり360円となり、保護者負担はありません。
- (3) 中学校の学校給食費は1食あたり420円となり、保護者負担については1食あたり295円となります。
- (4) 小中学校の教職員については、1食あたり小中学校それぞれの実質給食費の負担となります。
- (5) 学校給食費の詳細は、下表のとおりです。

		保護者負担	負担軽減額	実質給食費	提供予定回数
小 学 校	1食	0円	360円	360円	201日
	年額	0円	72,360円	72,360円	
	総額	市補助額	15,840,160円	74,241,360円	
		国・県補助金	58,401,200円		
※ 参考：R7市補助額（当初予算） 17,991千円 （補正後）25,138千円					
中 学 校	1食	295円	125円	420円	198日
	年額	58,410円	24,750円	83,160円	
	総額	34,345,080円	14,553,000円	48,898,080円	
	※ 参考：R7市補助額（当初予算） 11,642千円 （補正後）16,611千円				

※欠席による給食費の取り扱いについては、学校給食実施要領に基づく対応となります。

※食物アレルギー対応により弁当持参の児童生徒に対して、国・県補助相当額を給付します。

令和8年度 学年別月毎集金額一覧表(案)

長井市立豊田小学校

1年

第1子

	年額	5月	6月	7月～10月	11月～1月	2月
学年費	10,650	0	2,130	2,130	0	0
学年積立	10,500	2,100	0	0	2,100	2,100
生活充実	1,400	140	140	140	140	140
PTA	3,000	300	300	300	300	300
安全互助会	700	700	0	0	0	0
振興センター	460	460	0	0	0	0
振込手数料	165	165	0	0	0	0
新入学用品	5,635	5,635	0	0	0	0
合計	32,510	9,500	2,570	2,570	2,540	2,540
第2子以降						
	年額	5月	6月	7月～10月	11月～1月	2月
学年費	10,650	0	2,130	2,130	0	0
学年積立	10,500	2,100	0	0	2,100	2,100
生活充実	1,400	140	140	140	140	140
PTA	0	0	0	0	0	0
安全互助会	550	550	0	0	0	0
振興センター	460	460	0	0	0	0
振込手数料	165	165	0	0	0	0
新入学用品	5,635	5,635	0	0	0	0
合計	29,360	9,050	2,270	2,270	2,240	2,240

2年

第1子

	年額	5月	6月～9月	10月～1月	2月
学年費	10,250	2,050	2,050	0	0
学年積立	10,400	0	0	2,100	2,000
生活充実	1,400	140	140	140	140
PTA	3,000	300	300	300	300
安全互助会	700	700	0	0	0
振興センター	460	460	0	0	0
振込手数料	165	165	0	0	0
合計	26,375	3,815	2,490	2,540	2,440
第2子以降					
	年額	5月	6月～9月 <td>10月～1月</td> <td>2月</td>	10月～1月	2月
学年費	10,250	2,050	2,050	0	0
学年積立	10,400	0	0	2,100	2,000
生活充実	1,400	140	140	140	140
PTA	0	0	0	0	0
安全互助会	550	550	0	0	0
振興センター	460	460	0	0	0
振込手数料	165	165	0	0	0
合計	23,225	3,365	2,190	2,240	2,140

3年

第1子

	年額	5月	6月～9月	10月～1月	2月
学年費	11,000	2,200	2,200	0	0
学年積立	10,400	0	0	2,100	2,000
生活充実	1,400	140	140	140	140
PTA	3,000	300	300	300	300
安全互助会	700	700	0	0	0
振興センター	460	460	0	0	0
振込手数料	165	165	0	0	0
合計	27,125	3,965	2,640	2,540	2,440
第2子以降					
	年額	5月	6月～9月 <td>10月～1月</td> <td>2月</td>	10月～1月	2月
学年費	11,000	2,200	2,200	0	0
学年積立	10,400	0	0	2,100	2,000
生活充実	1,400	140	140	140	140
PTA	0	0	0	0	0
安全互助会	550	550	0	0	0
振興センター	460	460	0	0	0
振込手数料	165	165	0	0	0
合計	23,975	3,515	2,340	2,240	2,140

※ご指定の口座が残高不足で振替不能とならないように、預金残高の確認をお願いします。

振替不能となった場合には、保護者の方に直接学校にご持参いただくこととなります。

振替日は、5月のみ20日、6月以降は毎月5日です。(土日祝等の場合は、次回金融機関営業日になります。)

長井市立豊田小学校

4年

第1子

	年額	5月	6月～9月	10月～1月	2月
学年費	12,400	2,480	2,480	0	0
学年積立	10,400	0	0	2,100	2,000
生活充実	1,400	140	140	140	140
PTA	3,000	300	300	300	300
安全互助会	700	700	0	0	0
振興センター	460	460	0	0	0
振込手数料	165	165	0	0	0
合計	28,525	4,245	2,920	2,540	2,440

第2子以降

	年額	5月	6月～9月	10月～1月	2月
学年費	12,400	2,480	2,480	0	0
学年積立	10,400	0	0	2,100	2,000
生活充実	1,400	140	140	140	140
PTA	0	0	0	0	0
安全互助会	550	550	0	0	0
振興センター	460	460	0	0	0
振込手数料	165	165	0	0	0
合計	25,375	3,795	2,620	2,240	2,140

5年

第1子

	年額	5月	6月～9月	10月～1月	2月
学年費	12,650	2,530	2,530	0	0
学年積立	10,400	0	0	2,100	2,000
生活充実	1,400	140	140	140	140
PTA	3,000	300	300	300	300
安全互助会	700	700	0	0	0
振興センター	460	460	0	0	0
振込手数料	165	165	0	0	0
合計	28,775	4,295	2,970	2,540	2,440

第2子以降

	年額	5月	6月～9月	10月～1月	2月
学年費	12,650	2,530	2,530	0	0
学年積立	10,400	0	0	2,100	2,000
生活充実	1,400	140	140	140	140
PTA	0	0	0	0	0
安全互助会	550	550	0	0	0
振興センター	460	460	0	0	0
振込手数料	165	165	0	0	0
合計	25,625	3,845	2,670	2,240	2,140

6年

第1子

	年額	5月	6月～10月	11月～1月	2月
学年費	13,150	0	2,630	0	0
学年積立	10,600	2,000	0	2,200	2,000
生活充実	1,400	140	140	140	140
PTA	3,000	300	300	300	300
安全互助会	700	700	0	0	0
振興センター	460	460	0	0	0
振込手数料	165	165	0	0	0
合計	29,475	3,765	3,070	2,640	2,440

第2子以降

	年額	5月	6月～10月	11月～1月	2月
学年費	13,150	0	2,630	0	0
学年積立	10,600	2,000	0	2,200	2,000
生活充実	1,400	140	140	140	140
PTA	0	0	0	0	0
安全互助会	550	550	0	0	0
振興センター	460	460	0	0	0
振込手数料	165	165	0	0	0
合計	26,325	3,315	2,770	2,340	2,140

※ご指定の口座が残高不足で振替不能とならないように、預金残高の確認をお願いします。

振替不能となった場合には、保護者の方に直接学校にご持参いただくこととなります。

振替日は、5月のみ20日、6月以降は毎月5日です。(土日祝等の場合は、次回金融機関営業日になります。)

令和8年度 学年積立金集金計画 (案)

令和8年4月24日
長井市立豊田小学校

一人分

	令和13年度	令和12年度	令和11年度	令和10年度	令和9年度	令和8年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	徴収済額	8年度徴収額	9年度以降額	6年間総額
6年						10,600	10,655	10,415	10,415	10,415	10,000	51,900	10,600	0	62,500
5年					10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,500		41,700	10,400	10,400	62,500
4年				10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,500			31,300	10,400	20,800	62,500
3年				10,400	10,400	10,400	10,400	10,500				20,900	10,400	31,200	62,500
2年		10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,500					10,500	10,400	41,600	62,500
1年	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,500						0	10,500	52,000	62,500

学年積立金集金一覧

令和8年4月24日

収入の部 1人分

6年間で1・2年焼き芋体験、4年山形見学、5年宿泊学習、6年修学旅行、蔵王スキー代を積み立てる計画です。

支出の部 1人分

R6卒業生 24名	R1	1年次焼芋	37 円	(焼き芋 薪代)
	R2	2年次焼芋	37 円	(焼き芋 薪代)
	R4	4年次山形見学	550 円	(山形見学昼食代)
	R5	5年次宿泊体験	2,604 円	(自然の家利用料金)
	R6	6年次修学旅行	28,747 円	(修学旅行代金)
	"	"	1,054 円	(写真代金)
	R6	6年次蔵王スキー教室	2,000 円	(リフト代金)
	"	"	3,333 円	(インストラクター代金)
	"	"	4,865 円	(大型バス貸し切り・保険代金)
		合計	43,227 円	
R7卒業生 30名	R2	1年次記念写真	110 円	(1年写真技術料)
	R2	1年次焼芋	30 円	(焼き芋 薪代)
	R3	2年次焼芋	30 円	(焼き芋 薪代)
	R3	2年次遠足	106 円	(遠足電車代)
	R5	4年次山形見学	682 円	(山形見学昼食代)
	R6	5年次宿泊体験	2,814 円	(自然の家利用料金)
	R7	6年次修学旅行	26,044 円	(修学旅行代金)
	"	"	1,063 円	(写真代)
	R7	6年次蔵王スキー教室	2,773 円	(インストラクター代)
	"	"	2,000 円	(リフト代)
	"	"	400 円	(協力保護者リフト代)
"	"	3,953 円	(バス代)	
		合計	40,005 円	

この他に卒業アルバム・卒業記念ビデオ・祝賀会補助等に支出しています。
 ※人数割で出た際の端数は切り捨てて計上しております
 転出児童については、積立金のみの返金になります。

長井市立豊田小学校いじめ防止基本方針の概要

1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、関係機関との連携を図りながら、いじめ問題の克服に向け未然防止、早期発見、早期対応、組織的対応に全力で取り組むものとする。

<いじめの定義>

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、2013年から以下のように定義された。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する
- ・好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である

<いじめの態様>

- ①ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話（スマホ）で誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

2 いじめ防止等の基本的施策

○未然防止

- ・校内での組織的な対応、関係機関との連携
- ・道徳教育、体験活動の重視
- ・児童の主体的な取組の重視（自己決定の場、自己存在感を与える、共感的人間関係の育成）

○早期発見

- ・定期的なアンケート（6月、11月）
- ・教師と児童との日常的な会話（雑談や世間話から児童の心の状態を把握する）
- ・相談体制の充実
- ・定期的な教育相談の実施
- ・Q-Uテストによる「学級における居心地のよさ」の把握、早期発見、早期対応

○早期対応

- ・校内での組織的な対応、関係機関との連携
- ・被害児童を徹底して守る体制の強化
- ・集団への働きかけ（被害者、加害者、観衆、傍観者）

○インターネットによるいじめへの対応

- ・情報モラル教育の充実
- ・学級、学年懇談会での啓蒙 研修会等の企画 等

【実態を知る】

- インターネットの利用状況の把握
 - ・掲示板
 - ・メール
 - ・SNS など

【いじめの実態を知る】

- 情報モラル指導
- 家庭・地域・PTAとの連携
 - ・ネットでのトラブル把握
 - ・フィルタリング
 - ・研修会

【早期発見・早期対応】

- ・いじめのサイン
- ・相談体制の整備
- ・アンケートの実施
- ・関係機関との連携

3 重大事態への対応

重大事態とは 「生命・心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた場合
「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・自殺を図った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

※関係機関との連携を図り、事実関係を明確にするための調査委員会を設ける

4 いじめへの対応と解消

○いじめへの対応

児童・保護者へのいじめアンケートの実施（6月、11月） ⇒ いじめの把握
⇒ 児童への聴き取り・保護者への連絡 ⇒ 校内いじめ対策委員会での検討
⇒ 関係児童への指導

○いじめの解消

- ①いじめに係る行為が止んでいること
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
- ①②の要件を満たし、少なくとも3ヶ月以上経過していること

○家庭との連携

- ①「いじめ防止」に対する理解促進
- ②組織的な相談体制の構築